

委託契約書(案)

収入印紙

委託業務の名称	福山市民病院放射線被ばく線量測定業務								
業務委託料 〔頭頸部・体幹部用〕		億	百万			千			円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額		億	百万			千			円
業務委託料 〔中性子線体幹部用〕		億	百万			千			円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額		億	百万			千			円
業務委託料 〔眼部用〕		億	百万			千			円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額		億	百万			千			円
業務委託料 〔環境測定用〕		億	百万			千			円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額		億	百万			千			円
上記業務委託料は、1件当たりの単価とする。									
履行期間	自 2026年(令和8年) 4月 1日								
	至 2029年(令和11年) 3月 31日 (地方自治法第234条の3の規程に基づく長期継続契約)								
契約内容	仕様書のとおり								
契約保証金 (契約金額の10/100以上)	免除(福山市民病院契約規程において準用する 契約規則第6条第1項第5号)								
その他の事項									

上記の委託について発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、その証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

2026年(令和8年) 月 日

発注者 福山市蔵王町五丁目23番1号
福山市
福山市病院事業管理者 高倉範尚 印

受注者 住所
商号又は名称
名前 印

約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(個人情報保護)

- 第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。
- 3 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 3 受注者が業務の処理に関し必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 発注者は、受注者に対して、処理を他に委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その

他必要な事項を記載した書面の提出を請求することができる。

(処理の立会い)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理に発注者の職員を立ち会わせ、又は受注者の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 前項の規定による立ち合い又は報告の結果、発注者は、この契約の目的物について必要があると認めるときは、受注者に対して業務に関する指示を行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(仕様書等に不適合の場合)

第6条 発注者は、作業の実施内容が仕様書等に示すものに適合しないと認めたときはその作業の手直しを命ずることができる。この場合において、仕様書等に示すものに適合させるために要した費用は、受注者の負担とする。

(価格変動)

第7条 一般経済情勢の変動により、作業用材料及び労務賃金等に増減を生じても業務委託料及び作業内容を変更することはできない。ただし、予期することのできない特別な事情が発生し、あるいは経済情勢の激変等により業務委託料が著しく不適当であると認められるに至ったときは、発注者と受注者とが協議のうえ、業務委託料又は作業内容を変更することができる。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、発注者は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担するものとし、その額については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(業務実施中の損害)

第9条 受注者は、業務を行うにつき、発注者の建物及び工作物並びに物品等の財物又は発注者の職員に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負わなければならない。

第10条 受注者は、業務を行うにつき、第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰する事由による場合を除き、損害賠償の責めを負わなければならない。

第11条 天災その他不可抗力によって、業務を行うにつき生じた損害については、受注者が善良な管理者の注意を怠らなかったものと認められるときは、受注者は損害賠償の責めを負わない。

(履行報告)

第12条 受注者は、別に定める様式により業務の実施内容を報告し、発注者の承認を受けなければならない。

(検査)

第13条 発注者は、前条の履行報告に基づき検査を行うものとする。

(業務委託料の支払)

第14条 業務委託料は、実施した業務に対して支払うものとする。

2 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の様式による請求書を翌月5日までに発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(発注者の任意解除権)

第15条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要

があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかないと認められるとき。
- (4) 業務の履行について著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。
- (3) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（共同企業体にあっては、その構成員を含む。以下この号から第12号までにおいて同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員、その支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ アからエまでのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受任者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) この契約に關し、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次号において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(12) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に關し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき(前号ア及びイに規定する確定したときをいう。)。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第22条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、解除の日までに履行した業務の内容を書面により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。

(2) 第16条又は第17条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(3) 第17条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条又は第17条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(損害金の予定)

第24条 発注者は、第17条第11号及び第12号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の1に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前条第5項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。

4 第1項及び第2項の規定は、業務の完了後も適用されるものとする。

5 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帶して損害金を支払う責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第25条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第14条第3項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第26条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料その他受注者に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(目的外使用の禁止)

第27条 受注者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料又はデータ等の複写及び複製の確認)

第28条 受注者は、業務に係る資料又はデータ等を複写若しくは複製する必要があるときは、あらかじめ、発注者にその確認を求めるものとする。

2 受注者は、この契約の終了後に、前項に規定する資料又はデータ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(資料等の返還)

第29条 受注者は、履行期間が終了したとき又は契約を解除したときは、当該業務の履行に用いたすべての支給用品、貸与品、資料を速やかに発注者に返還しなければならない。

第30条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(特約事項)

第31条 本契約は、本契約に係る発注者の2026年度（令和8年度）予算が成立した時をもって効力を生じるものとするが、必要な引継等については契約締結後、速やかに開始すること。なお、議決を得られなかった場合、受注者に生じた損害について当院は何ら責めを負わないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2027年度（令和9年度）以降の本契約に係る発注者の病院事業会計予算の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

3 業務委託料を変更する場合においては、その変更すべき業務委託料は、福山市の当初設計金額に対する当初業務委託料の割合を福山市の変更設計金額に乗じて得た額とする。